

鏡野町 高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

概要版

計画期間

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6(2024)年3月



岡山県かがみのちょう

鏡野町

1 計画策定の趣旨

本町では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でそれぞれの能力に応じ自立した生活を送ることができるよう、社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、十分な介護サービスを確保し、また関係機関と連携し地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

本計画は、鏡野町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画が令和5年度で終了することを受け、第8期計画の検証及び見直しを行い、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、多様なニーズに対応する支援の提供・整備、地域のつながり機能・マネジメント機能の強化等の取組を通じて、介護保険制度の持続可能性を高めるとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会を目指し、「鏡野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

2 計画の法的根拠及び目的

「鏡野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

これは、高齢者の安心を支える老人福祉事業や介護保険事業を本町の実情に合わせて計画的、かつ包括的に実施することを目的としており、介護を必要とする高齢者のみではなく、本町の全ての高齢者を対象とした、高齢者福祉全般にわたる総合的な計画として策定するものです。

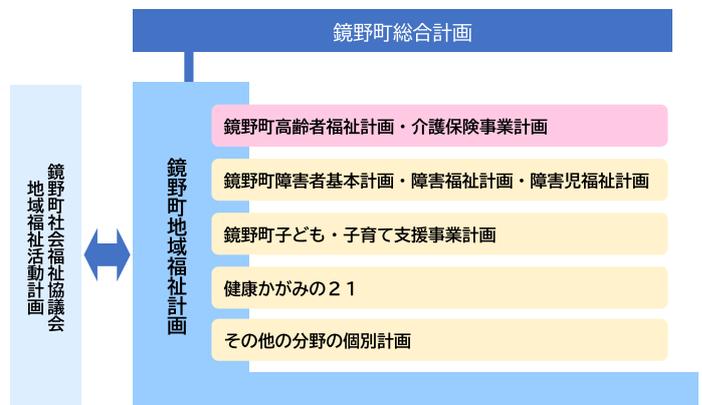
3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3か年とします。

4 他計画との整合性

本計画は、鏡野町のまちづくりの指針となる「鏡野町第2次総合計画」を最上位計画に位置付け、福祉分野における関係計画と整合性を図りながら策定しました。

また、その他、町の関連する保健・福祉分野をはじめとする諸計画、国の指針、第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画等との整合性を確保しました。



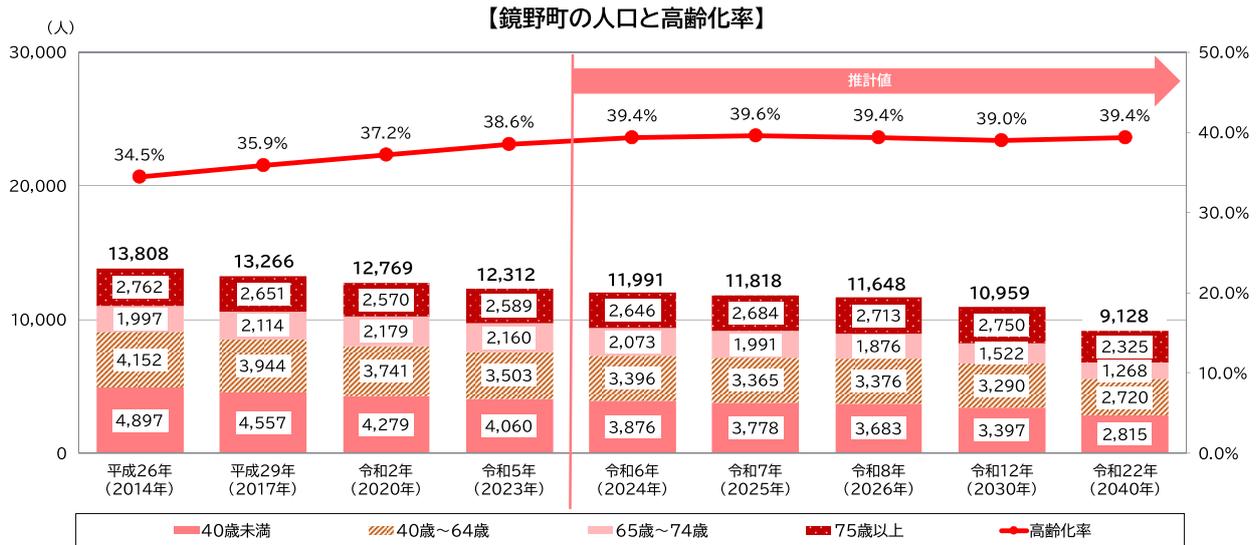
5 計画策定の体制

「鏡野町介護保険事業計画策定委員会設置要綱」(平成17年鏡野町訓令第72号)に基づき、町議会議員、知識経験を有する者、福祉関係者代表、被保険者代表、保健医療関係者等からなる「鏡野町介護保険事業計画策定委員会」を開催し、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、第8期計画の達成状況や課題を検討し、本計画を策定しました。

1 人口推移と将来推計

鏡野町の総人口は、減少傾向にある一方、75歳以上の後期高齢者人口は本計画期間においても増加する見込みとなっています。

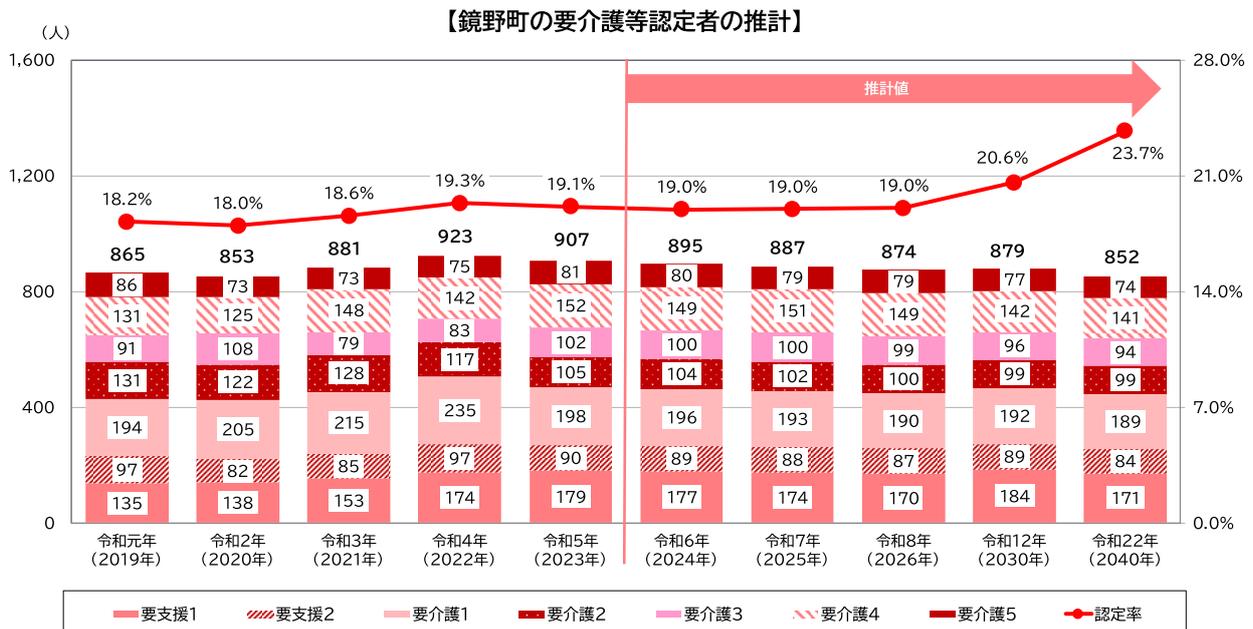
また、高齢者人口に占める65歳以上の高齢者の割合は、本計画の令和8(2026)年には39.4%となることが予測されています。



資料：【実績値】住民基本台帳（平成26年は12月1日現在、平成29年、令和2年、令和5年は各年10月1日現在）
【推計値】コーホート変化率法により算出

2 要支援・要介護認定者の推移と将来推計

高齢者人口の減少に伴い、要支援・要介護認定者は緩やかに減少が見込まれます。団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、認定率23.7%となることが予測されています。



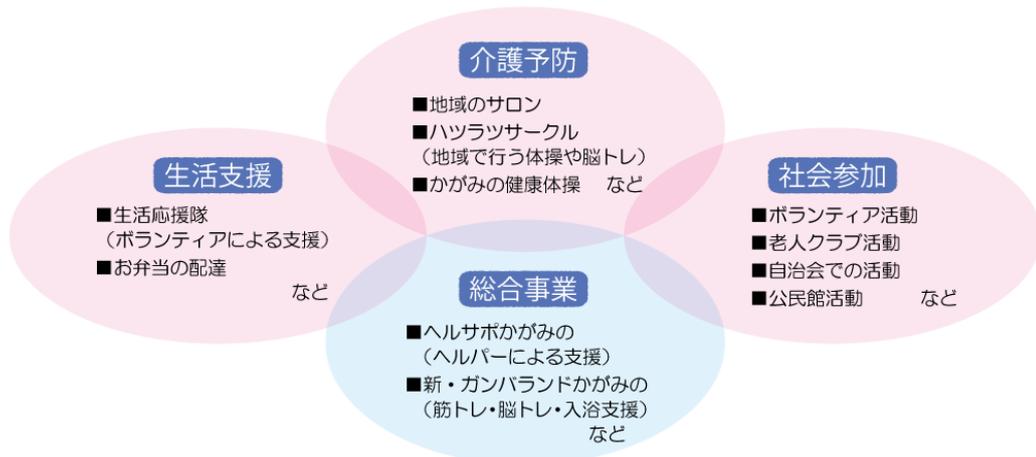
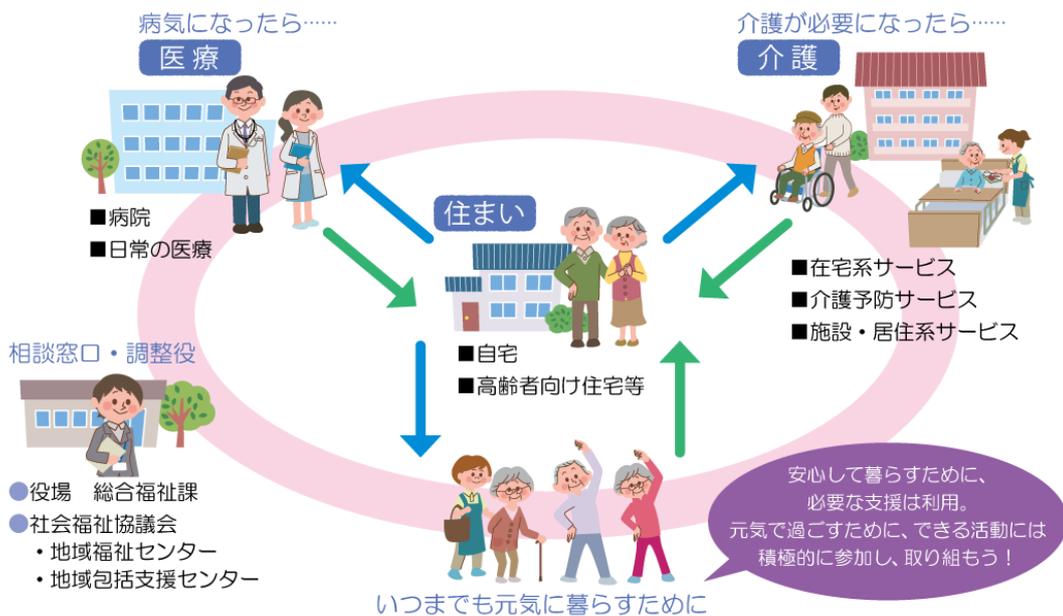
資料：【実績値】介護保険事業状況報告（各年9月末）、【推計値】見える化システムにより算出

1 基本理念

第6期計画以降の計画は、2025年・2040年を見据えた中長期的な「地域包括ケア計画」として段階的に取組を進めていくものであることから、鏡野町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画においては、第7期及び第8期計画の理念や取組を発展的に受け継ぎ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、次の基本理念を設定します。

住民が生涯にわたって健康づくりと介護予防に取り組み、
支援が必要になっても様々なサービスを利用しながら、
住み慣れた地域で、安心して生活できる町づくり

鏡野町の地域包括ケアシステムのイメージ



2 日常生活圏域の設定

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら安心して生活できる環境を整備するため、日常の生活で結び付きのある地域を範囲として、その区域単位に必要なサービスの整備を行うものです。

本計画では、鏡野圏域と、奥津・上齋原・富圏域の二つの日常生活圏域を設定します。



3 地域共生社会の実現

高齢者が地域で継続して生活していくために、世代を超えてお互いがつなぎ、役割を持って支え合うことで、地域をともに創る体制を目指します。

また、介護予防や健康づくりに取り組み、健康状態に応じて参加できる通いの場等が充実した地域づくりを目指します。

地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



資料：厚生労働省HP

4 基本目標

基本目標Ⅰ 地域包括ケアシステムの推進と住みやすい町づくり体制の充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見据え、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携強化、在宅医療と介護との連携や地域ケア会議の推進など地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進に努めます。

また、支え合いの地域づくりや高齢者福祉、介護保険サービス等に関する相談体制の充実に努めます。

主な項目

- ★地域包括支援センターの機能充実
- ★地域包括ケアシステムの推進
- ★地域共生社会の実現
- ★医療・介護・福祉の連携強化
- ★相談体制の充実

基本目標Ⅱ 住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするためには、多様な住まいの充実や高齢者への生活支援、要介護認定者を自宅で介護する家族への支援や権利擁護の取組など幅広い支援が必要です。

高齢者のニーズに対応し、適切な支援が可能となるよう、体制づくり、仕組みづくりに努めます。

主な項目

- ★生活面で困難を抱える高齢者に、住まいと生活支援を一体的に提供する環境の整備
- ★在宅で生活する高齢者と家族への支援
- ★権利擁護の推進

基本目標Ⅲ 認知症になっても今までの生活を継続できる支援体制づくり

高齢者が認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるようにするためには、介護保険サービスだけでなく、地域における認知症への理解や支援が必要です。

また、認知症が疑われる場合の初期対応の充実や医療と介護が連携したケア体制の構築、認知症に理解があり、互いに見守り支え合う地域社会の構築にも努めます。

主な項目

- ★認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ★認知症の早期対応・受診支援体制の充実
- ★地域で認知症を支えるための活動の促進
- ★認知症に理解ある共生社会の推進

基本目標Ⅳ

高齢者一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりと介護予防

高齢になっても自立した生活や様々な活動を継続していくためには、医療や介護を必要としない期間である健康寿命の延伸が重要となります。

住民の積極的な健康づくり・介護予防のサポートに努めるとともに、気軽に活動に参加できる地域づくりを進め、高齢者が活躍できる場の確保や、生きがいづくりにつながる場の提供等に努めます。

主な項目

- ★高齢者の健康づくり
- ★介護予防・生活支援サービス事業の推進
- ★高齢者の生きがいづくり

基本目標Ⅴ

災害や感染症対策に係る体制整備

災害発生時や感染症流行時においても、継続して介護サービスや支援を受けられるよう、日頃からの介護事業所等との連携が求められています。

関係機関と連携し、災害や感染症予防対策として国・県からの情報の発信、救援物資の確保に努めます。

主な項目

- ★防災体制・感染予防の充実

基本目標Ⅵ

介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

高齢者人口の増加、生産年齢人口の急減による介護分野の労働者の確保が喫緊の課題となっており、介護施設の介護従事者を確保し、安定したサービス提供を実現していくために、国・県の制度等について情報発信していきます。

主な項目

- ★介護人材確保に向けた取組
- ★業務効率化の取組

基本目標Ⅶ

介護保険の円滑な推進

介護を必要とする高齢者が増加する中でも介護保険制度の持続の可能性を確保し、適切なサービスが提供されるよう、施設や事業所等の適切な整備や介護給付の適正化等に努めます。

主な項目

- ★介護保険サービスの量の確保と質の向上
- ★低所得者対策
- ★地域密着型サービスの基盤整備

1 介護保険料の算定

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の、第1号被保険者(65歳以上)の方に支払っていただく介護保険料の基準額は月額6,300円(年額75,600円)となります。

所得段階別の年額は、下記のとおりとなります。

●介護保険料の算定

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料基準額} \\ \text{(月額)} \\ \hline 6,300\text{円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{保険料収納} \\ \text{必要額} \\ \hline 1,016,535\text{千円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{予定保険料} \\ \text{収納率} \\ \hline 99.0\% \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{第1号被保険者数} \\ \text{(所得段階補正後)} \\ \hline 13,582\text{人} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline 12\text{ヵ月} \\ \hline \end{array}$$

●所得段階別の保険料設定

	対象者		所得等	保険料率	保険料	
	住民税課税状況					
	世帯	本人				
第1段階	非課税	非課税	老齢福祉年金の受給者 または生活保護の受給者	0.285	21,550円	
第2段階	非課税	非課税	合計所得金額の合計 課税年金収入と	80万円以下	0.485	36,670円
第3段階	非課税	非課税		120万円以下	0.685	51,790円
第4段階	課税	非課税		120万円超え	0.900	68,040円
第5段階	課税	非課税		80万円以下	1.000	75,600円
第5段階	課税	非課税		80万円超え	1.000	75,600円
第6段階		課税	合計所得金額	120万円未満	1.200	90,720円
第7段階		課税		120万円以上	1.300	98,280円
第8段階		課税		210万円以上	1.500	113,400円
第9段階		課税		320万円以上	1.700	128,520円
第10段階		課税		420万円以上	1.900	143,640円
第11段階		課税		520万円以上	2.100	158,760円
第12段階		課税		620万円以上	2.300	173,880円
第13段階		課税		720万円以上	2.400	181,440円

発行：鏡野町役場 総合福祉課

岡山県苫田郡鏡野町竹田 660 TEL:0868-54-2986 FAX:0868-54-2891

<https://www.town.kagamino.lg.jp>

発行年月：令和6年3月

